



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

# 児童虐待防止対策の今後の取組みについて

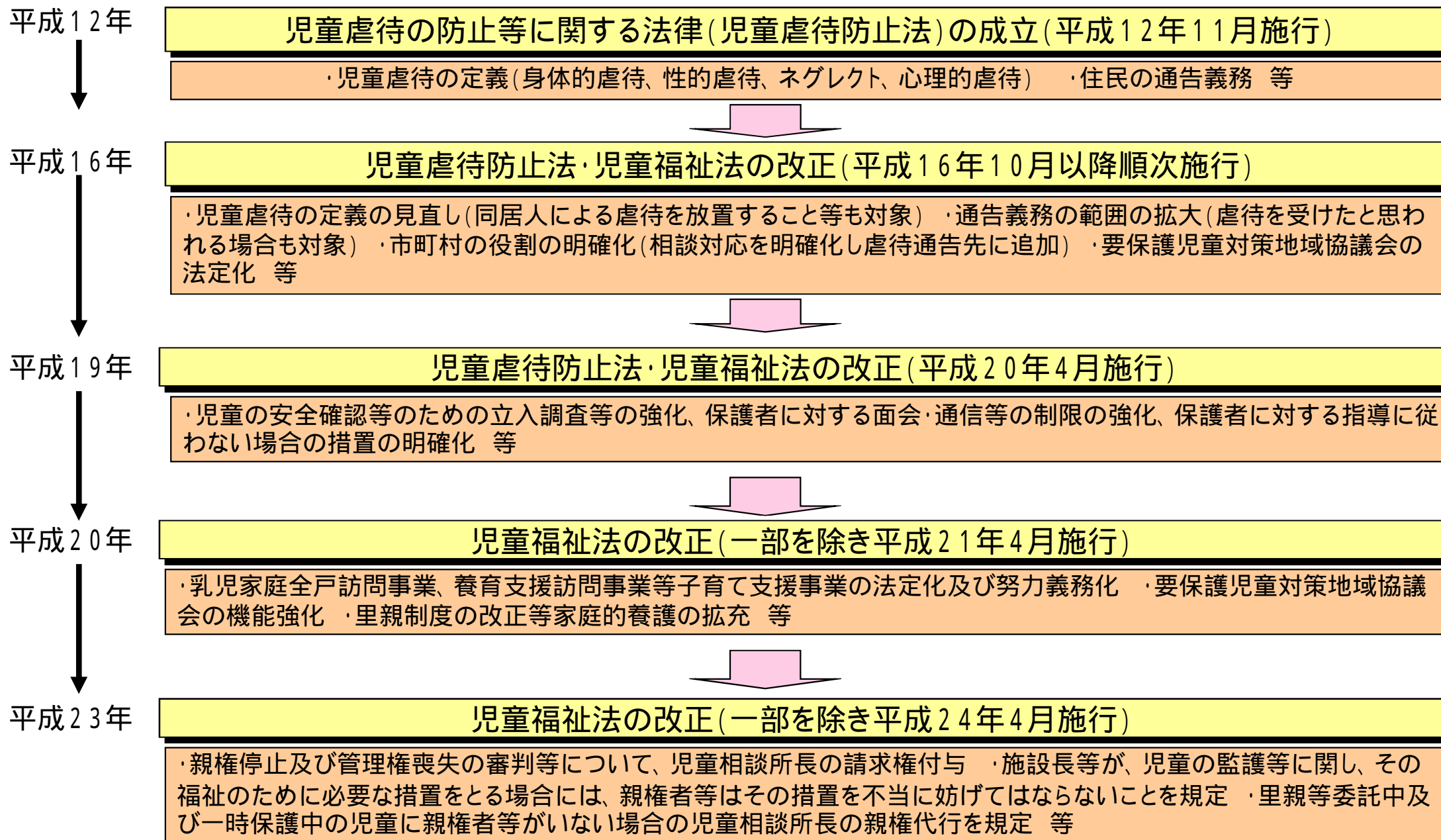
平成27年7月22日(水)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

虐待防止対策室

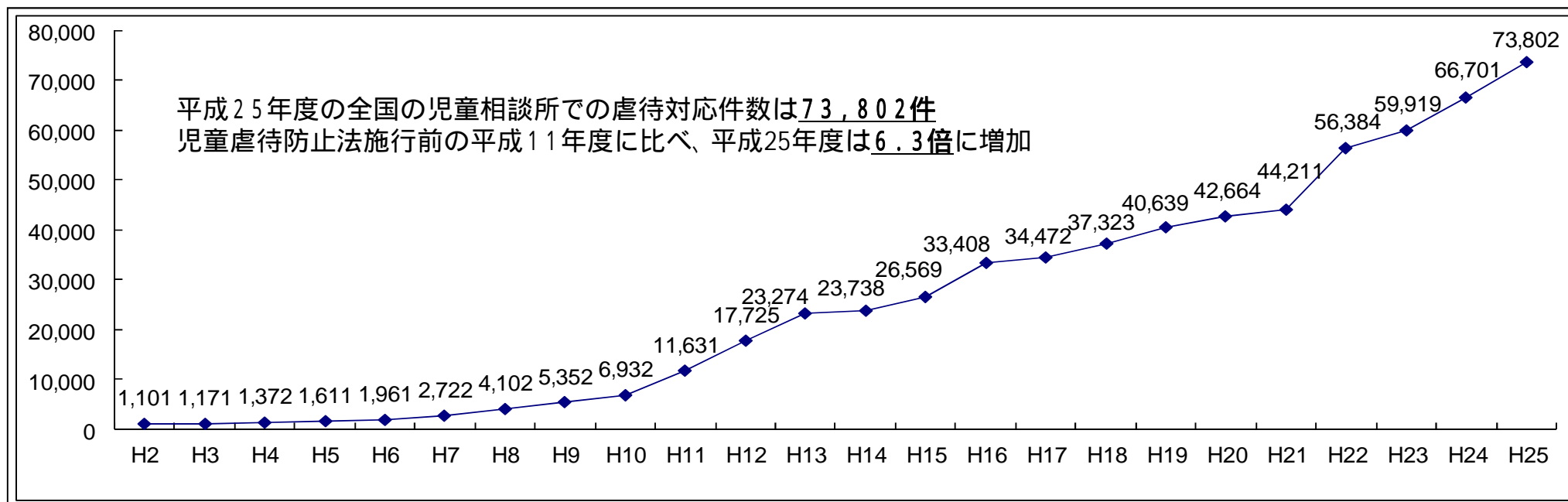
# 児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応



# 児童虐待の現状等 ( 児童相談所 )

## 児童相談所における児童虐待相談の対応件数の推移



平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

## 1. 児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

平成25年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、福祉事務所、学校等からが多くなっている。

区分	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
23年度	7,471 (12%)	1,478 (2%)	12,813 (21%)	741 (1%)	6,442 (11%)	327 (1%)	202 (0%)	2,310 (4%)	1,516 (3%)	11,142 (19%)	6,062 (10%)	9,415 (16%)	59,919 (100%)
24年度	7,147 (11%)	1,517 (2%)	13,739 (21%)	773 (1%)	6,559 (10%)	293 (0%)	221 (0%)	2,653 (4%)	1,598 (2%)	16,003 (24%)	6,244 (9%)	9,954 (15%)	66,701 (100%)
25年度	7,393 (10%)	1,554 (2%)	13,866 (19%)	816 (1%)	6,618 (9%)	290 (0%)	179 (0%)	2,525 (3%)	1,680 (2%)	21,223 (29%)	6,498 (9%)	11,160 (15%)	73,802 (100%)

平成25年度の「その他」で最も多いのは、「(他の)児童相談所」が4,835件である。

## 2. 児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

平成25年度は、心理的虐待が38.4%で最も多く、次いで身体的虐待が32.9%となっている。

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成23年度	21,942( 36.6%)	18,847( 31.5%)	1,460( 2.4%)	17,670( 29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579( 35.4%)	19,250( 28.9%)	1,449( 2.2%)	22,423( 33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245( 32.9%)	19,627( 26.6%)	1,582( 2.1%)	28,348( 38.4%)	73,802(100.0%)

## 3. 虐待を受けた子どもの年齢構成の推移(児童相談所)

平成25年度は、小学生が35.3%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.7%、0歳から3歳未満が18.9%である。なお、小学校入学前の子どもの合計の割合は、42.5%となっており、高い割合を占めている。

区分	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成23年度	11,523( 19.2%)	14,377( 24.0%)	21,694( 36.2%)	8,158( 13.6%)	4,167( 7.0%)	59,919(100.0%)
平成24年度	12,503( 18.7%)	16,505( 24.7%)	23,488( 35.2%)	9,404( 14.1%)	4,801( 7.2%)	66,701(100.0%)
平成25年度	13,917( 18.9%)	17,476( 23.7%)	26,049( 35.3%)	10,649( 14.4%)	5,711( 7.7%)	73,802(100.0%)

## 4. 主たる虐待者の推移(児童相談所)

平成25年度は、実母が54.3%と最も多く、次いで実父が31.9%となっている。

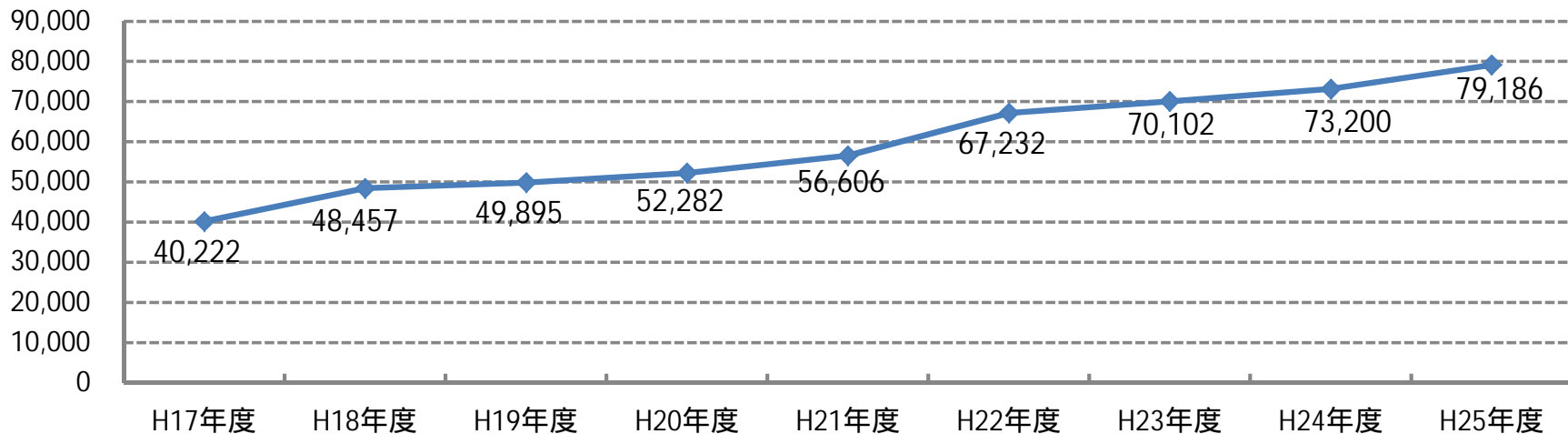
区分	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	総数
平成23年度	16,273( 27.2%)	3,619( 6.0%)	35,494( 59.2%)	587( 1.0%)	3,946( 6.6%)	59,919(100.0%)
平成24年度	19,311( 29.0%)	4,140( 6.2%)	38,224( 57.3%)	548( 0.8%)	4,478( 6.7%)	66,701(100.0%)
平成25年度	23,558( 31.9%)	4,727( 6.4%)	40,095( 54.3%)	661( 0.9%)	4,761( 6.5%)	73,802(100.0%)

\*その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。

# 児童虐待の現状等 (市町村)

## 市町村児童虐待相談対応件数の推移

全国の市町村における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加傾向にある。



平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県(仙台市以外)の一部、福島県を除いて集計した数値。

## 1. 市町村児童虐待相談の経路別件数の推移

平成25年度において、市町村に寄せられた虐待相談の相談経路は、児童相談所、学校、近隣知人からが多い。

区分	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
23年度	7,152 (10.2%)	8,436 (12.0%)	273 (0.4%)	12,730 (18.2%)	1,109 (1.6%)	1,074 (1.5%)	4,873 (7.0%)	4,923 (7.0%)	5,853 (8.3%)	576 (0.8%)	883 (1.3%)	1,467 (2.1%)	1,679 (2.4%)	1,791 (2.6%)	742 (1.1%)	10,249 (14.6%)	1,205 (1.7%)	5,087 (7.3%)	70,102 (100.0%)
24年度	7,214 (9.9%)	8,566 (11.7%)	308 (0.4%)	13,760 (18.8%)	1,378 (1.9%)	1,242 (1.7%)	4,770 (6.5%)	5,334 (7.3%)	5,819 (7.9%)	605 (0.8%)	937 (1.3%)	1,657 (2.3%)	2,083 (2.8%)	1,641 (2.2%)	679 (0.9%)	10,320 (14.1%)	1,143 (1.6%)	5,744 (7.8%)	73,200 (100.0%)
25年度	7,344 (9.3%)	8,310 (10.5%)	317 (0.4%)	16,025 (20.2%)	1,558 (2.0%)	1,338 (1.7%)	5,726 (7.2%)	5,675 (7.2%)	6,019 (7.6%)	575 (0.7%)	985 (1.2%)	1,844 (2.3%)	2,398 (3.0%)	1,430 (1.8%)	891 (1.1%)	10,917 (13.8%)	1,226 (1.5%)	6,608 (8.3%)	79,186 (100.0%)

## 2. 市町村における虐待相談の内容別件数の推移

平成25年度は、ネグレクトが36.6%で最も多く、次いで身体的虐待が32.4%となっている。

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成23年度	25,154 (35.9%)	27,008 (38.5%)	932 (1.3%)	17,008 (24.3%)	70,102 (100.0%)
平成24年度	25,559 (34.9%)	26,953 (36.8%)	934 (1.3%)	19,754 (27.0%)	73,200 (100.0%)
平成25年度	25,665 (32.4%)	28,954 (36.6%)	1,013 (1.3%)	23,554 (29.8%)	79,186 (100.0%)

## 3. 虐待を受けた子どもの年齢構成の推移(市町村)

平成25年度は、小学生が34.8%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が26.6%、0歳から3歳未満が22.6%である。なお、小学校入学前の子どもの合計の割合は、49.2%となっており、高い割合を占めている。

区分	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成23年度	15,803 (22.5%)	19,112 (27.3%)	24,579 (35.1%)	8,047 (11.5%)	2,561 (3.7%)	70,102 (100.0%)
平成24年度	16,677 (22.8%)	19,738 (27.0%)	25,667 (35.1%)	8,227 (11.2%)	2,891 (3.9%)	73,200 (100.0%)
平成25年度	17,915 (22.6%)	21,027 (26.6%)	27,568 (34.8%)	9,153 (11.6%)	3,523 (4.5%)	79,186 (100.0%)

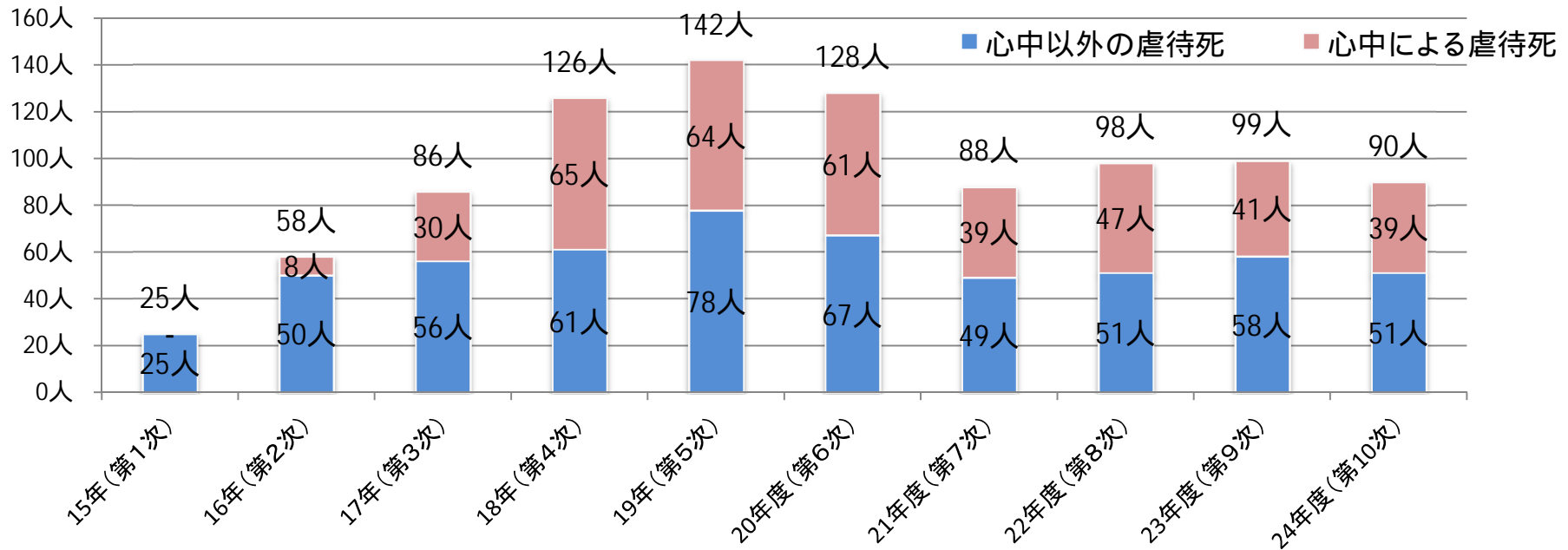
## 4. 主たる虐待者の推移(市町村)

平成25年度は、実母が65.2%と最も多く、次いで実父が24.6%となっている。

区分	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	総数
平成23年度	15,515 (22.1%)	3,114 (4.4%)	46,673 (66.6%)	572 (0.8%)	4,228 (6.0%)	70,102 (100.0%)
平成24年度	16,973 (23.2%)	3,161 (4.3%)	47,337 (64.7%)	679 (0.9%)	5,050 (6.9%)	73,200 (100.0%)
平成25年度	19,505 (24.6%)	3,014 (3.8%)	51,613 (65.2%)	665 (0.8%)	4,389 (5.5%)	79,186 (100.0%)

# 児童虐待による死亡事例における児童数の推移

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より



(注1) 平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3) 平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

## 第1次から第10次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

### < 特徴 >

心中を除く死亡事例のうち0歳児の割合は44.0%、中でも0日児の割合は17.2%。

さらに、3歳児以下の割合は75.3%を占めている。

加害者の割合は実母が55.7%と最も多い。

実母の背景として、「望まない妊娠 / 計画していない妊娠」が21.7%、

「母子健康手帳の未発行」が17.8%。(第3次報告から第10次報告までの集計)

加害者となった養育者が地域から孤立していた場合が38.6%である。

(第2次報告から第10次報告までの集計)

## 1 虐待の発生及び深刻化予防

望まない妊娠に係る相談体制の充実、相談窓口の周知  
妊婦健康診査の受診に係る啓発の強化  
妊娠期からの保健、医療、福祉分野における、それぞれの確実な対応と連携の強化  
精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化  
虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等に関する広報・情報提供の着実な実施  
児童虐待に係る通告義務・通告先・相談窓口等に関する広報及び啓発のより一層の強化

## 2 虐待の早期発見・早期の適切な対応と支援の充実

乳幼児健康診査及び就学時の健康診断未受診等の家庭の把握と対応  
居住実態が把握できない児童・家庭に対する要保護児童対策地域協議会を活用したフォロー体制の整備

## 3 職員の専門性の確保と資質の向上

市町村職員の児童虐待に対する専門的な知識や相談援助技術の向上  
市町村における虐待対応担当部署のコーディネート機能の強化  
児童相談所における虐待対応の専門性及び中核的機関としての役割機能の強化  
丁寧かつ迅速な相談体制の強化に向けた児童相談所及び市町村（虐待対応担当部署、母子保健担当部署）における人員体制の充実

## 4 虐待対応における関係機関の効果的な連携

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における個別ケース検討会議の積極的な活用と効果的な実務者会議のあり方  
要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における入所措置解除時の支援体制整備  
児童相談所と市町村における専門性を活かした役割分担と連携・協働の徹底  
地域をまたがる転居事例に関する地方公共団体間での情報共有の徹底と支援を要する家庭への切れ目ない継続支援の実施

## 5 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

地方公共団体による検証の確実な実施  
検証を実施するための効果的な手法  
地域をまたがる転居事例における検証の地方公共団体間における協力  
検証報告の積極的な活用による虐待死事例の再発防止



# 地域での児童虐待防止のシステム

従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている

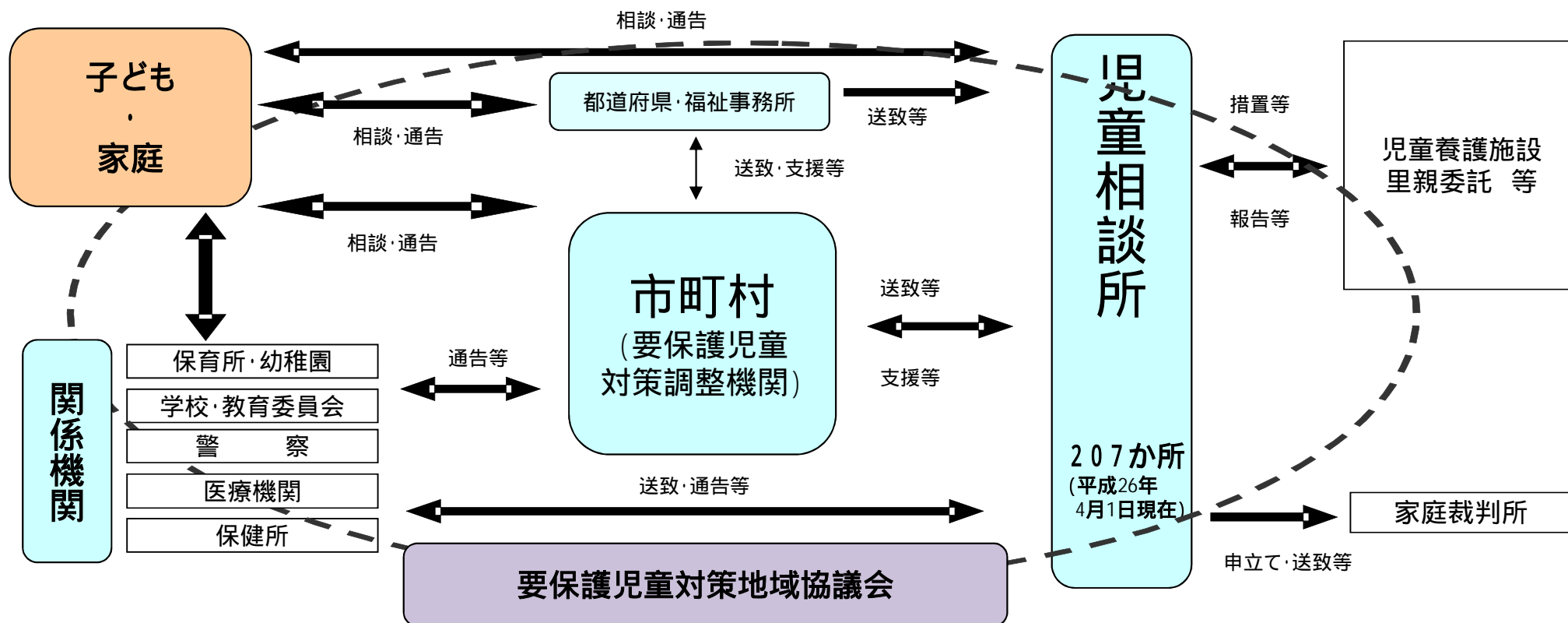
児童相談所は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（横須賀市、金沢市）に設置

市町村虐待相談対応件数は年々増加 平成17年度 40,222件 平成25年度 79,186件

各市町村単位で、医療・保健・福祉・教育等の関係機関のネットワークである要保護児童対策地域協議会を設置（平成25年4月1日現在、98.9%の市町村で設置）

平成20年の児童福祉法改正法により、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加（平成21年4月～）

協議会は、要保護児童対策調整機関が中核となり、事務の総括や、要保護児童等に対する支援の実施状況の進行管理、児童相談所や養育支援訪問事業を行う者その他関係機関等との連絡調整を行うこととされている



# 要保護児童対策地域協議会について

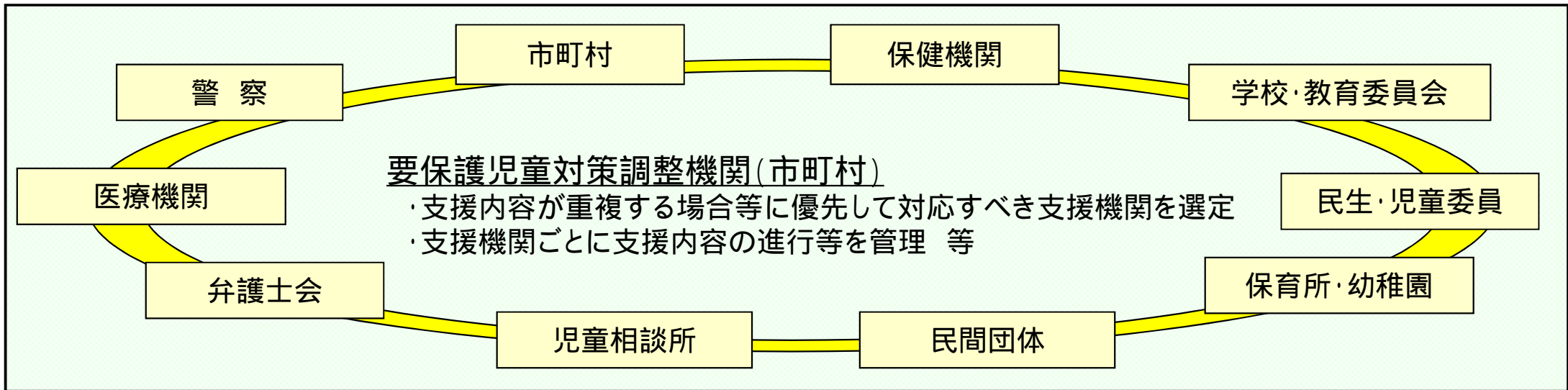
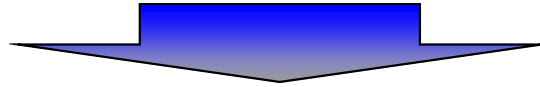
## 果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や特定妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要

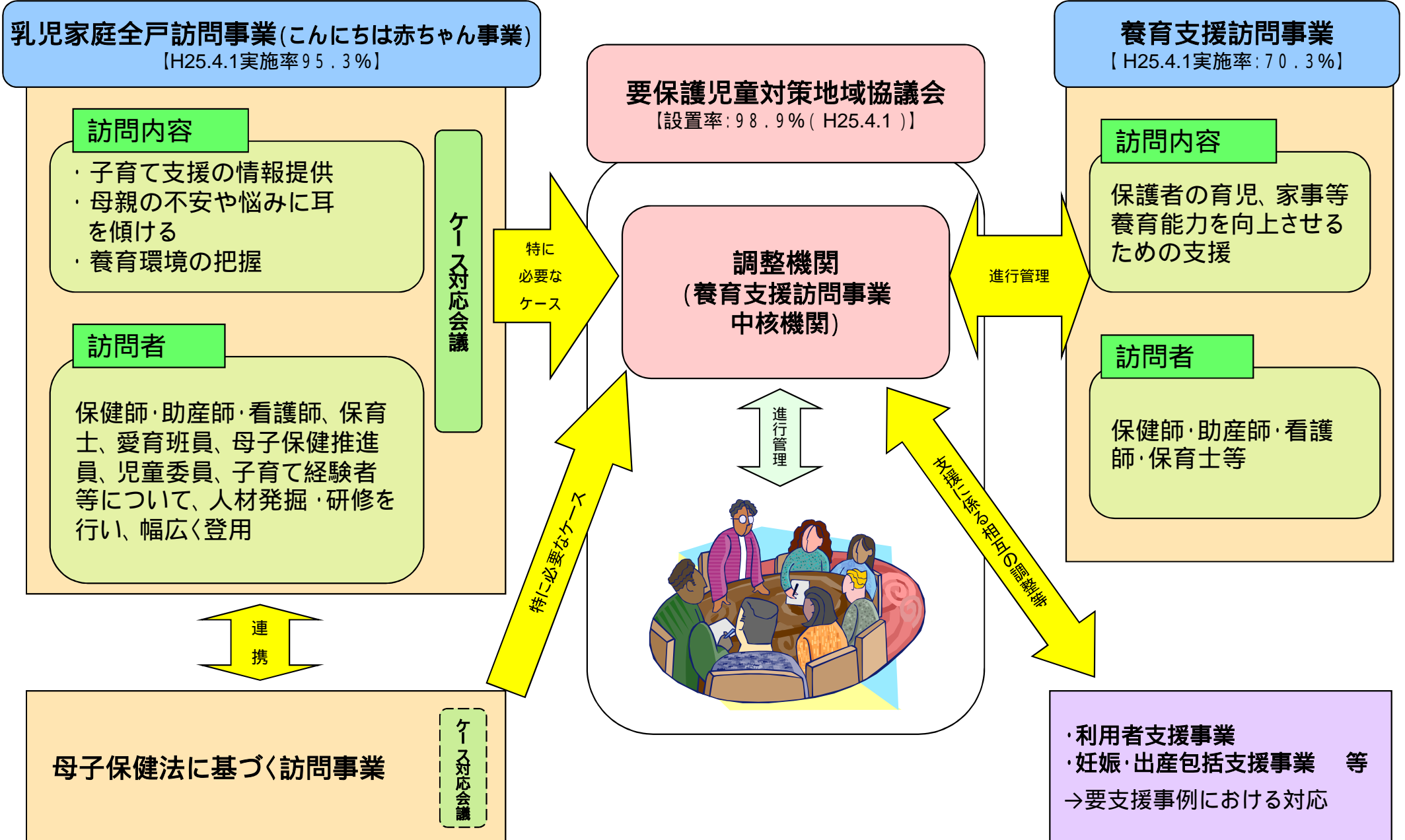


		平成23年度	平成24年度	平成25年度
設置している市町村数		1,587(98.0%)	1,714(98.4%)	1,722(98.9%)
登録ケース数(うち児童虐待)		121,530(62,954)	141,058(74,657)	178,610(84,917)
職員数 調整機関	児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,030	1,156	1,586
	その他専門資格を有する職員	1,805	2,304	3,091
	以外の職員(事務職等)	2,240	2,617	3,556
	合計	5,075	6,077	8,233

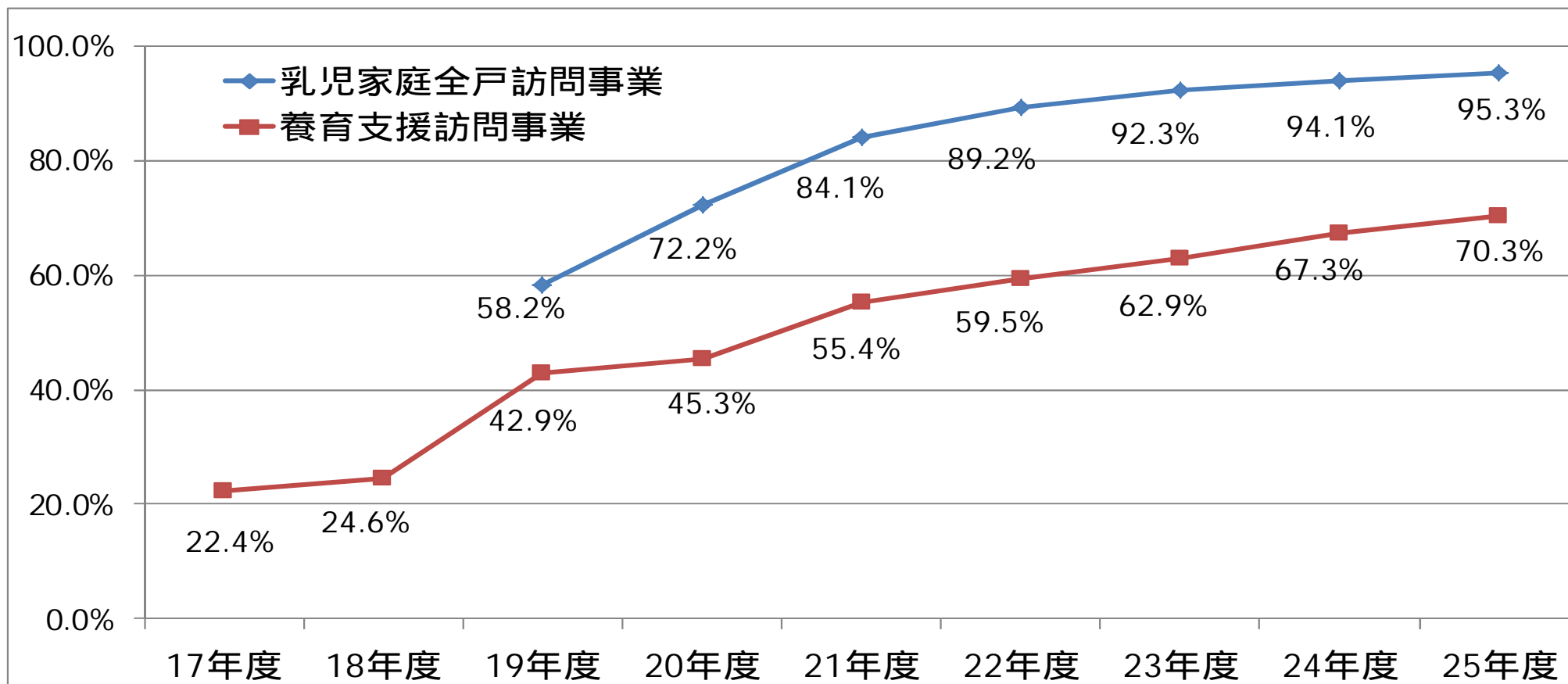
[出典] 平成23,24年度: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成25年度: 子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年度調査)

# 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化



# 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び 養育支援訪問事業の実施率の推移



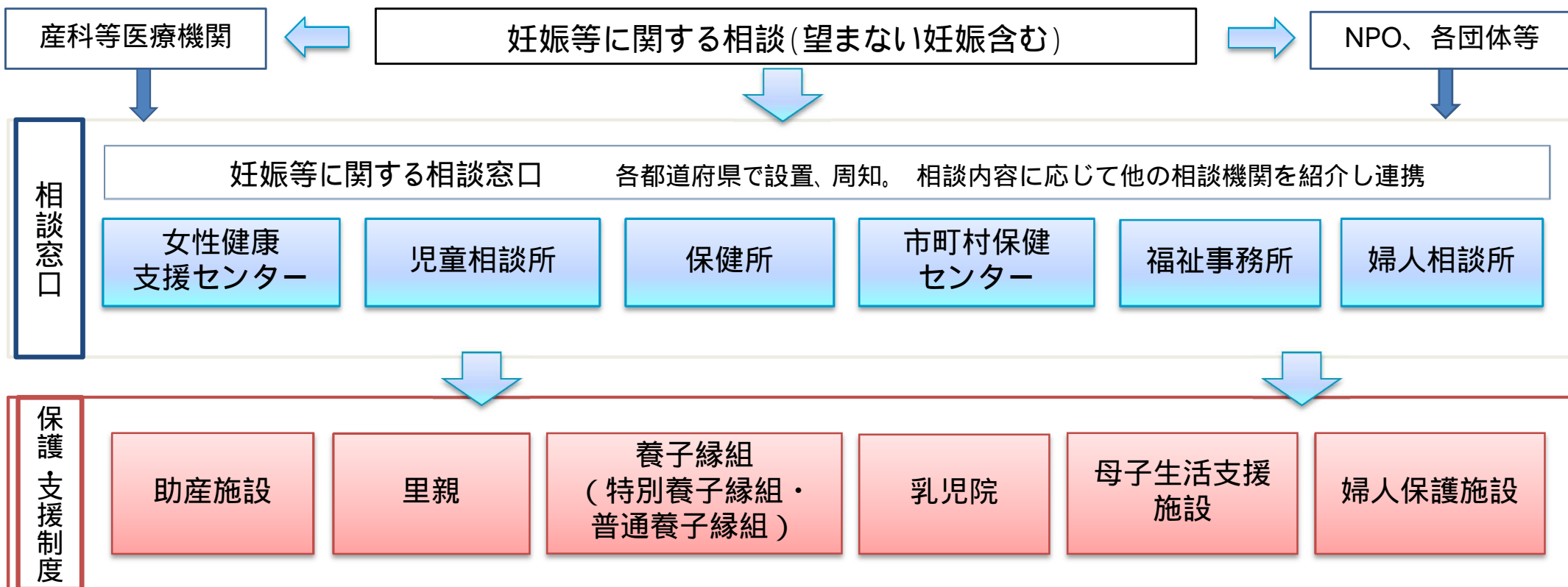
- ・養育支援訪問事業について、平成20年度以前は育児支援家庭訪問事業の実施率を掲載。
- ・乳児家庭全戸訪問事業について、平成20年度以前は生後4ヶ月までの全戸訪問事業の実施率を掲載。
- ・平成17年度～20年度の実施率は次世代育成支援対策交付金の交付決定ベース。
- ・平成21年度～24年度の実施率は雇用均等・児童家庭局総務課調べ。
- ・平成25年度の実施率は子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年度調査)。

# 妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

平成15年7月～平成22年3月までの児童虐待による死亡事例386人のうち77人(19.9%)が、日齢0日児(67人)又は日齢1日以上の月齢0か月児(10人)であり、その大部分が関係機関が関与する機会がないか極めて少ないケースであることから、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。

平成23年7月27日付けで「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(雇用均等・児童家庭局総務課長・家庭福祉課長・母子保健課長通知)を都道府県市に通知し、体制整備を推進

妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各相談機関が、相互に連携して適切な対応を行えるようにするとともに、社会的養護による支援制度について、各相談機関等に周知し、必要とする人への的確な情報提供と活用の促進を図り、児童虐待の防止を図ることが必要。



# 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る 保健・医療・福祉の連携体制の整備について

児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多く占めており、その背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。そのため、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。

平成23年7月27日付けで「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）を都道府県市に通知し、体制整備を推進

妊娠・出産・育児期に関わる関係機関が、養育支援を特に必要とする母親（家庭）を早期に把握し、各関係機関が連携し早期から養育支援を行うことが必要。

地域で継続した支援体制

医療機関



出産



- ▶ 早期に養育支援が必要な妊産婦や子どもがいる家庭について、市町村へ情報提供
- ▶ 市町村と連携して医療の提供
- ▶ 家庭に対し、地域の母子保健サービスや窓口の情報提供



妊娠に関する相談  
妊婦健診

産後健診

妊娠

出産

子育てスタート

妊娠の届出

行政機関



妊婦訪問

養育支援訪問

- ▶ 妊娠届け時に面接し、妊婦の身体的、精神的、経済的状态などを把握し、支援の要否を確認
- ▶ 支援が必要な場合は、特定妊婦として妊娠期から関係機関と連携し早期から支援

乳児家庭全戸訪問  
(こんにちは赤ちゃん)

新生児訪問

未熟児訪問

養育支援訪問



# 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議のとりまとめ等について

依然として深刻な児童虐待の状況を踏まえ、昨年8月29日、関係府省庁(内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁)による第1回児童虐待防止対策に関する副大臣等会議を開催。

居住実態が把握できない児童の所在把握と、児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応の観点から、関係省庁で連携して取り組むべき具体的な対応策を以下のとおりとりまとめた。(平成26年12月26日)

## 1. 児童虐待防止対策について

### ・妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について 【母子保健医療対策等総合支援事業】【利用者支援事業】

妊娠期から子育て期にわたる総合相談や継続的支援を実施するため、妊娠・出産包括支援事業の充実及び利用者支援事業の活用を促進。

子育て世代包括支援センターの本格的展開と併せ、産前・産後サポート事業や産後ケア事業を実施し、親の負担を軽減する。

医療機関による特定妊婦に関する情報提供を市区町村へ行うことが、刑法第134条(秘密漏示)や個人情報保護法第23条(第三者提供の制限)等に抵触しないこと及び特定人に関する情報の医療機関から行政への積極的な提供について周知。

特定妊婦のみならず、見守りなど一定の支援が必要な妊婦についても、妊婦本人の同意を得た上で、医療機関が、直接妊婦に関する情報を自治体へ提供し、また、自治体から支援の状況について医療機関へフィードバックする双方向の仕組みを推進。 等

### ・初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について 【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

遅延なく初期対応を実施するために、共通アセスメントツールを整備。(児童相談所と市町村において、児童虐待の内容や世帯の状態、緊急度等を表す共有ランク表を整備)

見落としや抜け落ちを防止するため、職種別、介入時点に応じた、子どもの安全確認や安全確保、児相・市町村・警察の連携、協力体制の要点等を整理したマニュアルを作成。

現在、厚生労働省として外部有識者による検討会を設置し、初期対応の迅速化や関係機関間における見落とし防止の観点から、各職種別、介入時点別のマニュアル作成のための検討を行っているところ。

子どもや家庭に関する最新情報を確実に把握できるようにするため、要保護児童対策地域協議会の情報共有モデル事業を創設。

等

## ・要保護児童対策地域協議会の機能強化について 【地域子ども・子育て支援事業(内閣府所管)】【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

要保護児童対策地域協議会の好事例集の作成。

支援内容が重複する場合等に要保護児童対策地域協議会調整機関が優先して対応すべき支援機関を選定する際の判断がより円滑に行えるよう機能を強化。

支援に関する一定の判断をする際の外部有識者の活用を促進。

## ・児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

児童相談所への相談をよりしやすくするための児童相談所全国共通ダイヤルを3桁化。

児童相談所の夜間休日対応のための体制強化。

児童相談所が、より困難なケースを受け止められるよう、予防や軽度な支援が必要なケースについては地域子育て支援事業や利用者支援事業の積極的な活用を促進。 等

## ・緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について 【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

児童相談所が立入調査、一時保護等を実施する際、必要と認める場合には、警察に同行等の援助要請を行うほか、警察では、児童の安全が疑われる場合には、その権限を行使しできる限りの措置を講ずるなど、相互に連携して、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応を徹底。

短期間で臨検・捜索を実施している実例を踏まえ、臨検・捜索の執行を円滑に実施するための取り組みの周知や実施のためのQ & Aを作成。

等

## 2. 居住実態が把握できない児童への対応

居住実態が把握できない児童について、市町村間で情報を共有し把握する仕組みを新たに整理した。

下記の事項については、被虐待児の自立支援を中心とした事項と併せて、厚生労働省の「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」において議論する。

支援が必要と思われる妊婦情報を関係者が行政に提供することについての努力義務化

児童相談所の調査に対する回答の義務化

臨検・捜索手続きの簡素化 緊急時の児童の安全確認、安全確保を迅速化 等



# 「利用者支援事業」について

## 事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

## 主な事業内容

### 総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

### 地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態

(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)(例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)

「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態

地域連携については、行政がその機能を果たす。

(主として、行政機関の窓口等を活用。)

(例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)

「母子保健型」：保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態

継続的な把握、支援プランの策定を実施

(主として、保健所・保健センター等を活用。)

連絡調整、連携・協働の体制づくり、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

利用者支援実施施設

(子育て親子の身近な場所)

個別ニーズの把握、情報集約・提供  
相談

利用者支援専門員  
保健師等

保健・医療・福祉などの関係機関(役所、保健所、児童相談所等)

保育所

幼稚園

認定こども園

放課後児童クラブ  
児童館

教育・保育・保健その他の子育て支援の利用支援・援助  
(案内・アフターフォローなど)

ファミリー・サポート・センター

家庭児童相談  
(児相)

地域の保健師  
(保健所)

指定障害児  
相談支援  
事業所

子どもを預けたい  
子どものことで気が  
かかるところ  
等々



子育て中の親子など

# 妊娠・出産包括支援事業の展開

現状様々な機関が個々に行っている**妊娠期から子育て期にわたるまでの支援**について、**ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)**を立ち上げ、**切れ目のない支援**を実施。

ワンストップ拠点には、**保健師、ソーシャルワーカー**等を配置して**きめ細やかな支援**を行うことにより、地域における子育て世帯の「**安心感**」を醸成する。

➤ **平成27年度実施市町村数(予定): 150市町村**

地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、**妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行う**とともに、**全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成**

地域の実情に応じて、**産前・産後サポート事業、産後ケア事業**等を実施

**妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築**



保健師

ソーシャルワーカー

助産師

情報の共有

妊娠前

妊娠期

出産

産後

育児

産前・産後サポート事業(子育て経験者等の「相談しやすい話し相手」等による相談支援)

妊娠に関する普及啓発

妊婦健診

全乳児家庭  
事業訪問

産後ケア事業(心身のケアや育児サポート等)

定期健診

予防接種

養子縁組

子育て支援策

- ・保育所
- ・里親
- ・乳児院
- ・その他子育て支援策

不妊相談

両親学級等

# 地域子育て支援拠点事業

## 背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は  
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

## 課題

- ・ 子育てが孤立化し、  
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども  
との関わりの減

## 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、  
相互交流や子育ての不安・悩み  
を相談できる場を提供

## 地域子育て支援拠点

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、  
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、  
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

### 事業内容

- 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- 子育て等に関する相談、援助の実施
- 地域の子育て関連情報の提供
- 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成25年度実施か所数  
(国庫補助対象分・  
少子化室調べ)

6,233か所



地域で子育てを支える

# 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化について

## 【趣旨】

児童虐待を発見した者等が児童相談所に適切に通告・相談できるよう、児童相談所全国共通ダイヤルを覚えやすい3桁化(189 イチ・ハヤ・ク)し、広く一般に周知する。

全児童相談所(208カ所)において、24時間365日、虐待通告など緊急の相談に対応できる体制を整備。

## 【予算】

平成26年度補正予算に開発・広報にかかる経費を計上 6.2億円

## 【運用開始】

平成27年7月1日 「0570-064-000」 → 「189」 新たな3桁番号としては15年振り。

## 3桁化の仕組み

3桁番号にかけると、発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話を転送。

### 【主な転送パターン】

固定電話から発信した場合

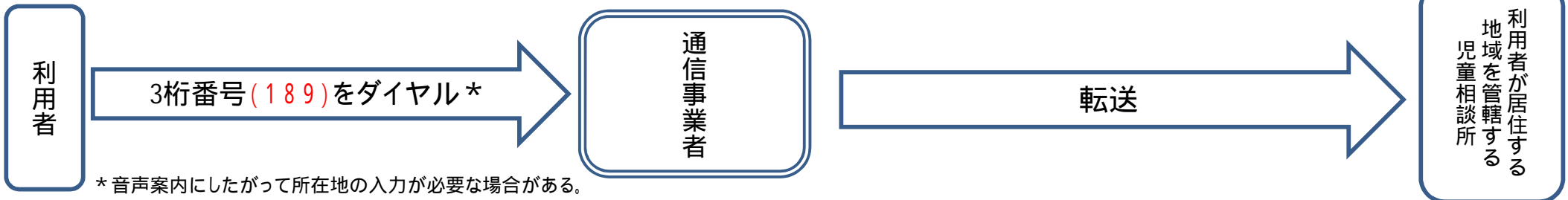
- ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
- ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

携帯電話等から発信した場合

ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号(7桁)を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

一部のIP電話からはつながりません。また、プッシュ信号が出せない電話からは郵便番号等の入力できません。

一部、現行の共通ダイヤルに未加入の地域があります。(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます。)



# 居住実態が把握できない児童への対応について

【H27.3.16付総務省・文科省・厚生労働省連名通知】

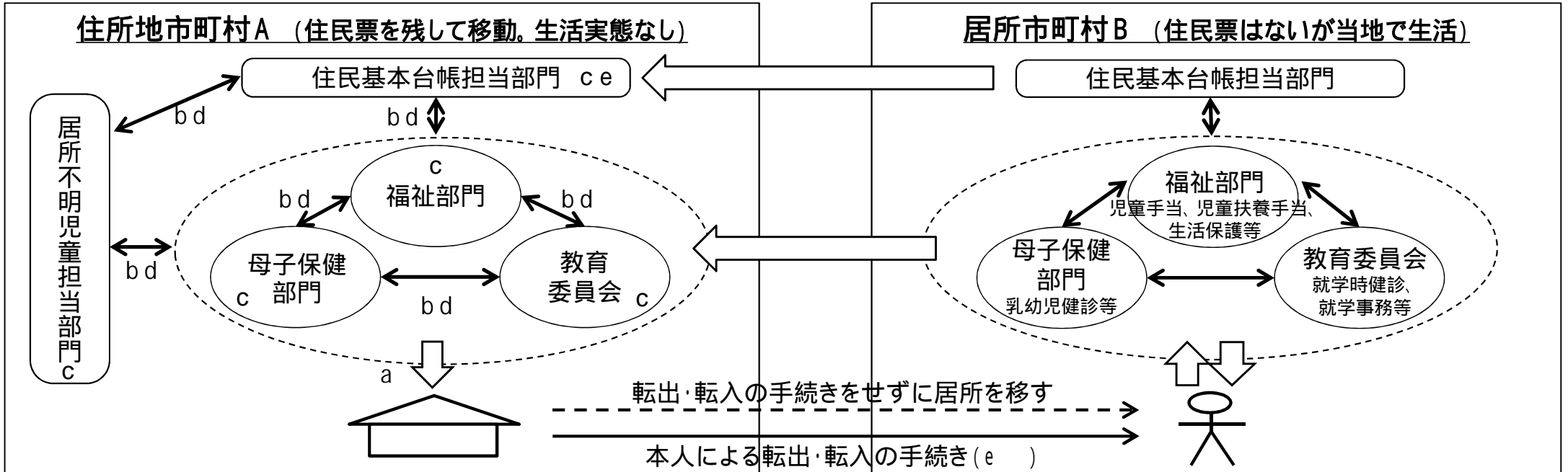
居住実態が把握できない児童（ 1 ）については、平成26年 8 月に開催された関係府省庁（ 2 ）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、「政府一体となって全力で把握に努める」との取組方針が示された。

1 当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健康診査が未受診等であって、電話や家庭訪問等による連絡が取れず、市町村が居住実態の確認が必要と判断した家庭の児童

2 内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁

これを踏まえ、関係府省庁が連携して対応方針の検討を行い、同年11月の副大臣等会議では、同一市町村内の関係部署間での情報共有を徹底していくほか、市町村間での情報共有を行う取組（下記イメージ図）の実施についての申し合わせがなされたところであり、平成27年3月16日付で具体的に留意すべき事項を整理した通知を総務省、文部科学省、厚生労働省連名により 発出（法務省、警察庁とも協議済み）。

## <イメージ図>



- a 居住実態が把握できない児童（家庭）の存在を確認
- b 庁内の関係部門間で情報を共有し、居住実態把握のための調査を実施（居所不明児童担当部門で情報を集約・整理）
- c 居所市町村からの 情報提供を受け、保有情報と照合
- d 居住実態が把握できた旨を庁内の関係部門間で情報共有
- e 本人による転出手続き

- 母子保健や児童福祉サービスの申込、就学手続き等の際に転入手続きについての状況確認及び助言
- 庁内の関係部門間で情報共有
- 住所地市町村へ連絡
- 本人による転入手続き

市町村間での情報共有は、DV等による避難等の事情を背景に本人が同意しないことに合理的な理由があると認められる場合は、本人の意向を尊重。

# 児童虐待防止対策について

## 社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

副大臣等会議を踏まえ、社会保障審議会児童部会の下に設置し、当面の課題・施策の方向性に関する具体的な対策について検討

検討事項(1)～(5)については平成26年11月に一旦とりまとめを行い、副大臣等会議へ報告

### 1. 検討事項

- (1) 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について
- (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について
- (4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について
- (5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

< 下記の事項を追加し、引き続き議論 >

- (6) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について
- (7) 親子関係の調整のための取組について
- (8) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について
- (9) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所機能・相談・支援について

### 2. これまでの議論等

予防や初期対応を中心とした議論

- ・第 1回 平成26年 9月19日 ~
- ・第 5回 平成26年11月28日 とりまとめ

自立支援を中心とした議論

- ・第 6回 平成27年 3月 2日 ~
- ・第10回 平成27年 5月29日 とりまとめ(案)

予防から自立までの全体を通した議論